

## 吹田市公告第412号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定により、千里津雲台A23・24住宅マンション建替組合設立の認可をいたしましたので、同法第14条第1項の規定により公告します。

なお、当該建替事業に係る図書については、同条第3項の規定により公衆の縦覧に供します。

令和7年6月26日

吹田市長 後藤 圭二

### 1 組合の名称

千里津雲台A23・24住宅マンション建替組合

### 2 施行マンションの名称

千里津雲台A23・24住宅

### 3 施行マンションの敷地の区域

吹田市津雲台3丁目20番142

### 4 施行再建マンションの敷地の区域

吹田市津雲台3丁目20番142及び20番153

### 5 事業施行期間

令和7年4月から令和11年2月まで

### 6 事務所の所在地

大阪府吹田市

### 7 設立認可の年月日

令和7年6月26日

### 8 事業年度

令和7年度から令和10年度まで

### 9 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報または公報に掲載して行う。

### 10 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和7年7月25日

### 11 縦覧場所

吹田市泉町1丁目3番40号

都市計画部都市計画室

### 12 縦覧期間

令和7年6月26日からマンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第6項又は第81条の公告の日まで